

職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 事件の概要

当該職員は、健康福祉局在籍時の令和3年12月から環境創造局在籍の令和4年8月までの間、延べ150日に渡り、勤務時間内外に業務用パソコンを用いて、ゲーム及び業務と関係のないインターネットサイトを閲覧しました。

また、上記行為について、令和4年1月に管理監督者から確認を受けた際には、「私的な利用はしていない」と虚偽の説明を行いました。

さらに、令和4年5月に上記行為について、改めて管理監督者から確認を受けた際には、事実を認めましたが、その後も引き続き同様の行為を行っていました。

2 被処分者及び処分内容

地方公務員法第29条第1項第1号及び第2号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
環境創造局 (令和3年度：健康福祉局)	事務職員	50代	減給10分の1 5箇月

※本処分については、令和5年1月13日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

3 管理監督者処分

次の4名を管理監督者処分としました。

- ・部長級2名 課長級2名 所属長文書訓戒

お問合せ先	
総務局人事課	Tel 045-671-4005